

同行援護のサービス提供責任者・従業者の資格要件

1 サービス提供責任者

次のアかつイ、またはウのいずれかに該当する者

- ア 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、1級ヘルパー、2級ヘルパー（2級ヘルパーについては3年以上介護等の業務に従事した者に限る。）
- イ 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程を修了した者（※）
- ウ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

2 従業者

次のア、イ、ウのいずれかに該当する者

- ア 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（※）
- イ 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者
- ウ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※ 令和6年3月31日までは、盲ろう者向け通訳・介助員については、アの要件を満たしているものとみなす。 **経過措置延長**

※同行援護従業者養成研修課程に相当するものとして山口県知事が認める研修

(1) 一般課程に相当

- ・ 「ガイドヘルパー養成研修実施要綱平成9年5月23日障第90号」に基づき都道府県又は指定都市が実施したガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程
- ・ 廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修
- ・ 廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示209号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者外出介護従業者養成研修

(2) 一般課程及び応用課程に相当

社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害移動支援事業資質向上研修